

宿 泊 約 款

適用範囲

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習に従うものとします。

2. 当施設が、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先されます。

宿泊契約の申込み

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

1. 宿泊者の氏名、住所、年齢、電話番号、性別、国籍及び職業
2. 宿泊日、人数、到着予定時刻
3. 出発日、人数、出発予定時刻
4. 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）またはインターネット上で販売している宿泊プラン
5. その他当施設が必要と認める事項
6. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
7. 前項第4号は宿泊契約の申込み時においてのみ有効とします。申込み時と異なる宿泊プランでの宿泊を希望する場合は、新たな宿泊契約の申込みをしていただきます。尚、申込み時の予約は当然には解除されませんので、別途必要な手続きをとっていただくものとします。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立します。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として、当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定に基づく違約金に次いで賠償金に充当します。残額があれば、第12条の規定による料金支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約は無効となります。ただし、申込金の支払期日を指定する際に、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しない特約

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後に申込金の支払いを要しない特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾する際に、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、または申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとみなします。

宿泊契約締結の拒否

第5条 当施設は、次の場合において宿泊契約の締結を拒否することがあります。

1. 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関して法令や公の秩序または善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。

4. 宿泊しようとする者が、以下のいずれかに該当すると認められるとき。
 - ・ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、または暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ・ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ・ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者がいるもの。
5. 宿泊しようとする者が、特定感染症や伝染病者等であるとき。
6. 宿泊に関して暴力的要求が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
8. 宿泊者が宿泊約款または当施設内において当施設の定める利用規則を遵守しないおそれがあると認められるとき
9. 都道府県条例に該当するとき。

宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合で、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除く）は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合は、その特約に基づいて違約金支払義務について宿泊客に告知した場合に限ります。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時（到着予定時刻があらかじめ明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時点）まで到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなすことがあります。

当施設の契約解除権

第7条 当施設は、次の場合に宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関して法令や公の秩序または善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊に関して合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
3. 宿泊しようとする者が、以下のいずれかに該当すると認められるとき。
 - ・ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、または暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ・ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ・ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者がいるもの。
4. 宿泊しようとする者が、特定感染症や伝染病者等であるとき。
5. 寝室での寝たばこ、消防用設備へのいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なもの）に従わないとき。
6. 宿泊に関して暴力的要求が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
8. 宿泊者が宿泊約款または当施設内において当施設の定める利用規則を遵守しないおそれがあると認められるとき
9. 当施設を管轄する旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき
10. 当施設の明確な承諾なく宿泊契約の地位または宿泊契約に基づく権利が譲渡されたと認められるとき

宿泊の登録

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設において、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所・電話番号および職業
2. 外国人の場合は、国籍・旅券番号・入国地および入国年月日

3. 出発日および出発予定時刻
4. その他当施設が必要と認める事項

客室の使用時間

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連泊の場合は、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、時間外の客室使用に応じることがあります。この場合には、次の追加料金を申し受けます。
 - ・ 超過1時間までは、室料相当額の30%
 - ・ 超過2時間までは、室料相当額の50%
 - ・ 超過3時間以上は、室料相当額の100%

利用規則の遵守

第10条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めた次の利用規則に従っていただきます。

1. 当施設では、犬のみ同泊が可能です。犬の大きさに関わらず、最大6頭まで宿泊できます。
2. 6頭までの犬の宿泊に関しては、追加料金は発生しません。
3. 7頭以上の犬の宿泊については、当施設の事前の承認が必要です。当施設の承認が得られた場合、追加料金等について双方同意のうえ宿泊が可能です。7頭以上の犬の客に対しては、1頭あたり税込3,000円の追加料金を申し受けます
4. 宿泊予約を行った場合、予約者は別途「同伴宿泊同意書」を了承したものとみなします。この同意書には、ペットの管理に関する責任や当施設内での利用規則の遵守に関する内容が含まれます。
5. 当施設内は全面禁煙です。すべての客室、共用スペース、屋外エリアを含む施設内での喫煙は一切禁止されています。
6. 喫煙に関連する規則に違反した場合、当施設は違約金を請求することがあります。違約金の額は、宿泊料金の3倍を請求することがあります。
7. 喫煙による火災やその他の損害が発生した場合、当該宿泊客はその損害を賠償する責任があります。

バーベキューの利用

第11条 バーベキューは敷地内の指定された屋外のバーベキューエリアでのみ利用可能です。宿泊棟内ならびに宿泊棟ウッドデッキ、中庭等でのバーベキュー利用は禁じます。

2. バーベキュー設備は、追加料金で持ち込みが可能です。料金は税込1,000円を頂戴します。
3. 事前に連絡をいただければバーベキュー設備の貸し出しを承ります。バーベキューコンロや食器のセットで、料金は税込3,000円を頂戴します。
4. バーベキュー利用後は、後始末をしっかりと行ってください。
5. 火災に十分注意し、安全に配慮してご利用ください。
6. バーベキュー利用中に問題が発生した場合、当施設は違約金を請求することがあります。違約金の額は、違約の内容に応じて宿泊料金の3倍を請求することがあります。

営業時間

第12条 当施設の主な施設等の営業時間は、備付けパンフレット、各所の掲示、館内のサービスディレクター等でご案内いたします。

2. 前項の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜お知らせい

たします。

料金の支払い

第 13 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は、公式サイトや各インターネット予約サイトに掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、原則としてクレジットカード決済により、宿泊客の到着前または当施設が請求した時に、オンライン上で行っていただきます。また銀行振込で事前に料金を支払っていただく場合もあります。なお、当施設にはフロントはございません。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

定員超過時の宿泊条件

第 14 条 当施設は、消防法の検査に基づき、宿泊棟の定員を最大 6 名までと定めております。7 名以上で宿泊棟を希望する場合は、次の条件が適用されます。

1. 宿泊棟内には最大 6 名までしか宿泊出来ません。
2. 追加宿泊者は、自らアウトドアテントを持ち込み、宿泊棟外の当施設敷地内に自身で設営したテントで宿泊するものとします。
3. 7 名以上の宿泊客に対しては、1 名あたり税込 8,000 円の追加料金を申し受けます。
4. 追加宿泊者にはアメニティおよびリネンの提供は行いません。
5. その他、施設利用に関しては当施設の利用規則に従っていただきます。

当施設の責任

第 15 条 当施設は、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第 16 条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設を斡旋できないときは、宿泊料金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第 17 条 宿泊者がお持ち込みになった現金、貴重品、手荷物又は携行品については、宿泊者にて保管・管理していただくものとし、当施設が個別の手続きにおいてその保管・管理をお引き受けした場合を除き、毀損・汚損・紛失等について当施設に故意又は重大な過失がある場合に限り損害を賠償するものとします。

2. 前項の賠償については、客観的に損害額が立証されることを条件に当該損害を賠償するものとします。宿泊者の主観的な価値に関わらず、損害額の客観的な評価が困難な場合については、10 万円を限度に相当額を賠償します。

宿泊客の手荷物または携帯品の保管

第 18 条 宿泊客の手荷物が宿泊客より先に当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責

任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際にお渡しします。

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、当施設が予め承諾したときに限って保管します。当施設が予め申し受けた手荷物または携帯品の預かり期間内に引き取りがなされないときは、故意に破棄され所有権が放棄されたものとみなす取扱いをさせていただきます。
2. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、同条第2項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

駐車責任

第19条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任や第三者による加害の防止の義務まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意または過失によって損害が生じた場合は、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第20条 宿泊客の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

違約金および罰則について

第21条 宿泊客が本約款または当施設の定める利用規則に違反した場合、当施設は次の違約金を請求することがあります。

1. 違約内容に応じた賠償金として、宿泊料金の3倍を上限に請求することがあります。
2. 事前に許可なく規定の宿泊人数を超えて宿泊を続けた場合など、当施設は追加宿泊料金として、宿泊料金の3倍又は1名あたり税込33,000円を請求することがあります。
3. 上記に加え、著しい規約違反があった場合には、法的手段により損害賠償を請求することがあります。
4. 当施設が規約違反により宿泊契約を解除した場合、宿泊客に対して既に受け取った宿泊料金を返還しません。

裁判管轄及び準拠法

第22条 本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当施設の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

条項の分離性について

第23条 宿泊約款は、その一部が公的機関により違法又は無効であると判断された場合であっても、当該一部を除く部分はその影響を受けず、有効に存続するものとします。

宿泊約款の変更

第24条 宿泊約款の変更は、宿泊約款の変更内容がこのウェブサイト上で公表され、指定された効力発生日から適用されます。

別表第1 < 宿泊料金等の内訳（第2条第3項及び第13条第1項関係） >

<input type="checkbox"/> 基本料金	内訳：基本宿泊料（室料）
<input type="checkbox"/> 追加料金	内訳：その他の利用料金
<input type="checkbox"/> 税金	内訳：消費税

別表第2 < 違約金（第6条第2項関係） >

備考、税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

契約解除の通知を受けた日	不泊	3日前から	7日前から
違約金	100%	100%	50%

（注）

- 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2 契約日が短縮した場合は、その短縮日にかかわりなく、1日分（初日）の違約金を収受します。
- 3 インターネット予約サイト上で販売している宿泊プランによっては違約金の条件が異なる場合がございます。その場合は宿泊プランに記載されたキャンセルポリシーが適用されます。